フードレスキュー分科会の設立について（案）

令和８年●月●日

（趣旨）

令和６年 12 月 25 日に食品寄附等に関する官民協議会（以下、「官民協議会」という。）により取りまとめられた「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（第一版）」に基づき、令和８年４月１日よりフードバンク認証制度を開始し、食品関連事業者等から大ロットで発生し、廃棄されることになる食品の受入れができるようなフードバンクの育成及び事業系食品ロスの削減を図っている。

一方で、現在フードバンクで受け入れている食品の多くは、乾物や缶詰など賞味期限が長い常温保存食品であり、小売業の食品ロス発生要因の約半分を占める冷凍・冷蔵・生鮮・調理済み食品など温度管理が必要な食品（以下、「要温度管理食品」という。）についての対策は、引き続き検討が必要である。

そこで、スーパーなどの小売店舗で売れ残った要温度管理食品を、廃棄されることから救い出し、それを必要としている人々に寄附することにより、食品ロス削減、食料支援及び環境保全に貢献するフードレスキューの取組を推進するため、官民協議会の下に新たに専門家や有識者の参画を得て「フードレスキュー分科会」を設ける。同分科会においては、フードレスキューに該当する活動の実務上の課題やその解決の考え方を整理し、活動主体が参考とできる留意事項等に関する専門的議論を行う。

（構成員）

フードレスキュー分科会は、官民協議会の構成員（官民協議会の構成員が所属する団体から指名された者を含む。）の一部及び専門委員をもって組織する。

（座長）

フードレスキュー分科会には、必要に応じて座長を置くことができるものとし、座長は構成員の中から選任する。

（議事の取扱い）

フードレスキュー分科会の議事は原則非公開とした上で、議事概要を作成し、提出資料とともに公表する。

（事務局）

フードレスキュー分科会に係る事務は、消費者庁及び消費者庁から業務を受託した事業者が行う。

フードレスキュー分科会　構成員名簿
（◎は官民協議会構成員・〇は専門委員）

【構成員（50音順、敬称略）】

◎	植田　全紀	一般社団法人日本フードリカバリー協会　代表理事
◎	大角　亨	一般財団法人食品産業センター　専務理事
〇	太田　光一	株式会社ハローズ　商品ライン本部商品管理室長
〇	木戸　優起	ネッスー株式会社　代表取締役
◎	小林　富雄	日本女子大学家政学部　教授
◎	芝田　雄司	公益財団法人日本フードバンク連盟　理事
◎	鈴木　一十三	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員長
〇	成田　賢一	特定非営利活動法人ジャパンハーベスト　理事長
◎	水野　一正	公益社団法人日本食品衛生協会　常務理事
◎	村尾　芳久	一般社団法人全国スーパーマーケット協会　事務局長
〇	横山　哲也	CiPPo株式会社　代表取締役
◎	米山　廣明	NPO法人全国フードバンク推進協議会　代表理事
◎	渡辺　達朗	専修大学商学部　教授

【政府】

消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省、こども家庭庁

※政府以外の構成員の任期は、２年間とする。
※団体の構成員にあっては、代理出席を可能とする。